

## 新発田市子ども基本条例（案）に対する意見の概要と市の考え方

1：条例案に反映するもの	8件
2：既に記述済みのもの	4件
3：条例の解説資料などに今後反映するもの	1件
4：実施段階等で参考とするもの（具体的な取組を求める意見）	55件
5：その他記述を変更しなかったもの（好きなことがしたいなどの感想）	12件
	80件

### 【通常のパブリックコメント】

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
1	名称	この条例制定は何のために制定されるのか、それは「子どもの権利条約」批准後も子どもの人権が守られていない問題がまだまだ有るからです。そうした経過を踏まえれば、この条例の名称は、「新発田市子ども人権条例」とすべきだと考えます。	ご意見ありがとうございます。 新発田市子ども基本条例は、市における子ども施策の基本的方向性を示し、子ども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上や子どもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものでありますので、条例の題名は「案」のままさせていただきます。	5
2	名称	条例の名称について 「日本国憲法」と「子どもの権利条約」に基づく条例を制定するのであるから、「子どもの権利基本条例」などにすべきではないか。	ご意見ありがとうございます。 新発田市子ども基本条例は、市における子ども施策の基本的方向性を示し、子ども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上や子どもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものでありますので、条例の題名は「案」のままさせていただきます。	5
3	前文	市内の子どもたちからの願い の箇所を変更してはどうか？ 一文目、城下町の歴史 の文は必要か？これは大人の意図を感じてしまう。子どもたちが一番に願うのは、親に愛されること。これが1番先にくるはず。子どもにとって町作りはかなり先の話。 新発田が大好きな私たち の文もどうか？自分を大切にしてほしい。だと思ふ。 全体的に子どものためといいつつ、新発田市のための要素を強く感じてしまう。	ご意見ありがとうございます。 子ども基本法第3条と第11条において「子どもの意見の尊重」が定められており、これは、子どもの意見を聴いて、その意見を社会全体に反映させていくことです。おとなの考えを子どもに一方的におしつけるのではなく、子どもの声を聴きながら行動することと求められています。 条例を策定するにあたり、小学生から高校生、若者を対象にアンケート調査やワークショップを行い、幸せに暮らすことができるまちについて、その思いや意見を聴き、それを条例の前文に反映させているものです。	5

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
4	前文	<p>前文にある『ありのままの自分』という言葉は『自分らしさを自他ともに認め合い（明るく朗らかな社会の実現のために）』に変更していただけますと幸いです。</p> <p>理由は、世間では人気のディズニー映画の影響を含めて『ありのまま』の理解が行き過ぎて『他者に迷惑をかけても自分の思うがままに押し通す』という意味に誤解されているように思います。</p> <p>そのため、その人の持つ生まれながらの個性を大切にしてほしいという願いを込めて『自分らしさ』に変えてほしいと考えています。</p> <p>カッコ内は、表記するかどうかお任せいたします。</p> <p>ぜひご検討のほど、よろしく願いいたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「ありのままの自分」という言葉は、条例を策定するにあたり、小学生から高校生、若者を対象にアンケート調査やワークショップを行い、幸せに暮らすことができるまちについて、その思いや意見を聴き、条例の前文に反映しているものです。</p> <p>こどもの権利は、全てのこどもが、生まれながらに有している基本的権利です。</p> <p>一方、ご意見のとおり、権利とは、自分の思うままに、何でもできるということではありませんし、自分の決めたことや起こした行動には、責任が伴います。また、他者の権利とぶつかり合うこともあり、このような場合にはお互いの権利を尊重し、譲り合うことが求められます。</p> <p>「ありのままの自分」の7行前にも「ありのまま」という表現がありますが、こちらの「ありのまま」を「自分らしさ」に修正させていただきますと思います。</p>	1
5	前文 1条 3条	<p>・条文の内容は、逐条解説の8ページに記されている（こどもの権利）を活かそうとしたものになっているということはよく理解できますが、言葉としてははっきり「こどもの権利（の尊重、擁護）」というキーワードを明言することが大切と考えます。</p> <p>今はまだ世の中には「そんなことをして子どもが権利ばかり主張するようになっては困る」という偏見がたくさんあります。だからこそせつかく県内でも早くに制定する新発田市こそ、この条文でそれを払しょくする先駆けとなっはてはどうでしょうか？人権をしっかりと学び、自分の権利が尊重されれば子どもは人の権利も尊重するようになります。子どもの力を信じましょう！</p> <p>・具体的には、「～幸せを感じる事ができなければなりません」を「～幸せを感じる権利を持っています」と変える。</p> <p>・「一人ひとりの個性を尊重し、～」を「一人ひとりの個性と権利を尊重し、～」と変えるのはどうでしょう。</p> <p>「こどもが健やかに成長し」の前に「こどもの権利が尊重され健やかに～」と言葉を加えると、よりこの条例の意図がはっきりすると考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>新発田市こども基本条例は、市におけるこども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上やこどもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものです。</p> <p>条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしております。</p> <p>ご意見につきまして、「一人ひとりの個性と権利を尊重し～」 「こどもの権利が尊重され、」を取り入れさせていただきます。</p>	1

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
6	前文	<p>こどもの願いを羅列するのではなく、こどもの権利条約の「四つの原則」の具体化を志向する旨を明記してはどうか。</p> <p>「愛着と誇り」を持つか否かはあくまで個人の自由であることから、条例の目的にすべきではない。</p> <p>「願いがかなえられるよう」、「真剣に全てのこどもの声と想いに耳を傾け」ではなく、こどもも大人も「新発田市で共に生きていく」ことを基盤の思想として制定すべきではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>新発田市こども基本条例は、市におけるこども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上やこどもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものです。</p> <p>前文については、条例の基本的な考え方や市の目指すこどもの姿を示しているものです。</p> <p>こどもの権利に関する基本的な考え方につきましては、第3条の基本理念に規定しており、「案」ままとさせていただきます。</p>	5
7	前文	<p>条例案の「市内のこどもたちから次のような願いが届けられています。」「私たちは、城下町の歴史が感じられるお城や庭園、こころもからだも温まる温泉、のどかに広がる田園風景が大好きです。」「私たちは、ありのままの自分を大切にしたいと思っています。」</p> <p>上記について「願いが届けられ」とありますが、その下に続く文章は「思い」ではないでしょうか。「願い」であれば内容を変えて頂くなど、修正が必要ではないでしょうか。</p> <p>また、条文に「新発田市は、地域に愛着と誇りをもち」とありますが愛着や誇りは結果として生まれるものであります。条例等で記載し育むものではないと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、前文の4段落目の「願い」を「思いや願い」に修正いたします。</p> <p>また、前文については、条例の基本的な考え方や市の目指すこどもの姿を示すものです。</p>	1
8	1条	<p>「健やか」や「幸せ」ではなく、「憲法とこどもの権利条約に基づき、平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育成されるよう」といった文章が考えられるが。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>新発田市こども基本条例は、市におけるこども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上やこどもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものです。</p> <p>こどもの権利に関する基本的な考え方につきましては、第3条の基本理念に規定しております。</p>	5

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
9	1条	この条例は「子どもの権利条約」を推進し根付かせるための条例と理解しています。「子どもの権利」というキーワードを総則第1条に入れてほしいです。例) この条約は「子どもの権利条約」の精神を活かし～	ご意見ありがとうございます。 新発田市子ども基本条例は、市における子ども施策の基本的方向性を示し、子ども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上や子どもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものです。 子どもの権利の尊重は、大変重要と捉えており、条例の前文及び第3条に記載しています。なお、第1条に「子どもの権利が尊重され、」を加えさせていただきます。	1
10	1条	目的について 「子ども基本法」の目的は日本国憲法及び児童の権利に関する条例の精神にのっとり「子どもの権利を尊重」することです。そのため「子ども施策」を社会全体として取り組むことを唱えています。 また市町村など地方公共団体についても「子ども施策」を地域の状況に応じて策定し実施する責務があるとしています。こうした「子ども基本法」に記載された内容から見ると「新発田市子ども基本条例」の目的は「子ども施策」の総合的な推進だと認識します。もちろん子育てについては重要な取り組みではありますが、先ず記載されるべきは子どもの権利の尊重で在り、づついで「子ども施策の推進」では無いでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 新発田市子ども基本条例は、市における子ども施策の基本的方向性を示し、子ども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上や子どもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものです。 子どもの権利の尊重は、大変重要と捉えており、条例の前文及び第3条に記述しています。	2
11	2条	「子ども」の年齢について定めがないのは意図があるのか。若年層全体を含むと解され、「青少年健全育成条例」としての役割を果たす危険がある。	条例の対象とする「子ども」は、子ども基本法と同じように、18歳などの年齢で必要なサポートがなくならないよう、心と身体の成長の段階にある人を「子ども」としています。 なお、具体的な取組を行うときには、対象となる年齢などを定めることとしています。	5
12	2条	第2条(2)の定義によれば中学卒業後に進学も就職もしていない人もこの条例の対象に含まれるので、広報等でのイベントの募集要件などでは「高校生以上」という表記ではなく例えば「15歳以上(中学生を除く)」のように変えてほしい。それは不登校や高校中退の人が排除されていると感じないようにという配慮がほしいからです。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
13	3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「意見を尊重する」ではなく、「共に考え、論議」することが重要である。</li> <li>・「家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる環境を整備」は、家庭をもって子どもを育てる事を絶対的善とすることになり、思想・良心の自由に反することになり、家庭も子どもも持たない市民を疎外し、孤立させる恐れがある。</li> </ul>	<p>ご意見につきましては、条例第3条第1号から第4号までにおいて総合的に記述しているものと考えています。</p>	2
14	3条	<p>この条文も文面では、子どもは単なる保護の対象ではなく独立した権利の主体であるとした「子どもの権利条例」の趣旨とは異なり、文面全体からは「子どもは大人から守られ育てられる客体」という印象がぬぐえません。それはこの条例のどこにも「子どもの権利」という文言がないことにも象徴されていると思います。第3条(1)の最後の方に「子どもの有する権利」とあるのみです。それは制定の精神からするととても不自然なことではないでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>新発田市子ども基本条例は、市における子ども施策の基本的方向性を示し、子ども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上や子どもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものです。</p> <p>「子どもの権利」という文言は、第1条に加えさせていただきます。</p>	1
15	3条 15条 16条	<p>施策と実施について</p> <p>新潟県子ども条例第2章基本的施策に記載されている「子どもの権利の尊重・擁護」や「子ども等の意見の反映」が記載されていません。必要と考えます。</p>	<p>「子どもの権利の尊重」は、大変重要と捉えており、条例の前文及び第3条に記述しています。</p> <p>「子ども等の意見の反映」については、第3条第2号、第15条及び第16条第2項に規定しています。</p>	2
16	4条	<p>第4条第2項には、逐条解説の説明のように具体的な内容を盛り込んだ方が良いのではないのでしょうか。第18条との関連もありますが、基本的な項目なのでちょっと気になりました。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>第4条で市の役割について規定するとともに、第3章で子どもや子育て家庭を支える施策、第18条で財政の措置についてそれぞれ規定しており、「案」のとおりとさせていただきます。</p>	2
17	4・8条	<p>市及び事業者に関しては、何をなすべきかももう少し具体的に条文で示すべきではないか。</p>	<p>条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。</p> <p>ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	5

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
18	4条 5条 14条 15条	<p>「子どもの権利条約」について、またこの条例についての趣旨が生きるよう、単にパンフレットを配布するだけでなく、子ども自身がそれらについて学ぶ機会を学校や園の中でも持てるよう市が率先して保証の手立てをとってほしい。(第14条) (第15条)</p> <p>もちろん保護者にもPTAなどの集まりで学ぶ機会を数多く参加できる方法で設けてほしい。(第4条) (第5条)</p>	<p>条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。</p> <p>ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	4
19	5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の役割条項は必要か。あくまでこどもの権利実現に向け、「親等の指導の尊厳」や「親の第一義的養育への援助」(権利条約5・18条)に関し規定すべきではないか。</li> <li>・「愛情をもってこどもの成長や発達に応じた養育に努める」：愛情を持たなければならぬと言われることが、ときに子の親を苦しめていることはないか。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>新発田市子ども基本条例は、市におけるこども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上やこどもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものであり、「保護者の役割」についても規定していきたいと考えています。</p>	4
20	5条	<p>保護者は「最も重要な責任があることを認識し～」はきつすぎてプレッシャーを感じるのではないか。権利条約18条の様に「第一義的責任を有する」としてはどうでしょう。</p> <p>又役割を果たすことを「自覚し」を「理解し」に変えてほしい。きつく、高圧的に感じます。</p>	<p>保護者の役割については、児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨にのっとり、規定しております。「最も重要な責任」という表現につきましては、児童の権利に関する条約にある「第一義的責任を有する」に修正いたします。</p> <p>また、子どもを取り巻く環境は厳しく、様々な困難がある中、保護者は自らの責任を自覚する必要があると考えています。</p>	1
21	7条	<p>責務と役割について</p> <p>新潟県こども条例に記載されている「民間団体の役割」の記述がありません。NPOや各種民間団体の役割は重要と考えます。</p>	<p>新潟県こども条例に記載されている「民間団体の役割」は多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなどを通じて、こどもの健やかな成長を支えるよう努めるものとする記述されています。</p> <p>市の条例では、こどもや子育てに関する支援を行うNPOや民間団体は、第2条と第7条に規定する育ち学ぶ施設に含まれておりません。逐条解説資料等に記載いたします。</p>	3

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
22	9条	こどもの権利実現に向けた支援策を示すべき。「子育て条例」、「家庭教育支援条例」ではないはずである。	新発田市こども基本条例は、市におけるこども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上やこどもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものです。こども権利については、条例第3条において規定しています。	5
23	10条	「その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境」は、何を意味しているのか。こどもの権利条約に沿った規定及び施策を検討する必要がある。	「その他のこどもを取り巻く有害な又は危険な環境」の主なものは、SNS等を利用したソーシャルメディア問題であり、「危険な環境」を「危険な環境（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスその他インターネットを通じた媒体によるものを含む。）」に修正いたします。 新発田市こども基本条例は、市におけるこども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上やこどもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものです。	1
24	第10条	ぜひ、この「新発田市こども基本条例」の中の「安全で安心な環境整備」で、こどもたちを守るための環境整備の条文に「ソーシャルネットワークサービスなどネット上での権利侵害からもこどもを守る内容」を入れてください。	ご意見ありがとうございます。 ご意見を踏まえまして、第10条の規定中「危険な環境」を「危険な環境（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスその他インターネットを通じた媒体によるものを含む。）」に修正いたします。	1
25	12条	「子育て家庭」とあるが、家庭のない子どもはどうするのか。（権利条約20条）	新発田市こども基本条例は、市におけるこども施策の基本的な考え方を示すものであり、ご意見につきましては、国において保護や援助が行われるものであると考えています。	4
26	13条	相談ないし支援にあたる市民をどのように選ぶのか。研修も重要。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
27	13条	相談支援体制の充実について 新潟市子ども条例第4章権利の侵害の救済が明記されていますが、新発田市の本条例案では記載がありません。「新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例」により対応されるのであれば、条例に救済条項の追記が必要と考えます。	こどもの権利の侵害については、新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例第4条が包括的に適用されると考えています。 ご意見をいただいたこどもの権利の救済については個別の検討課題であることから、条例制定後に策定される計画の具体的な施策の取組について際の参考とさせていただきます。	4

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
28	14条 15条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもも大人も学習できる場を設けること。広報も手厚く。</li> <li>・意見表明する場を具体的に示すこと。「こどもの権利委員会」「こども委員会」などがある。</li> </ul>	<p>条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。</p> <p>ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	4
29	14条	「こども向けわかりやすい版」は評価。年代あるいは学校種ごとに作成できたらなおよい。	<p>「わかりやすい版」はこども向けのパブリックコメント資料として作成し、こども向けのパブリックコメントを実施しました。</p> <p>条例制定後、条例の考え方や内容について、イラストを活用したり、レイアウトや使用する表現も工夫して、皆様の理解が深まるように、子ども向け資料を作成いたします。</p>	4
30	14条	日本語を母国としない人、難しい言葉を理解しづらい人などを対象とした冊子も作成。	<p>条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。</p> <p>ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	4
31	14条	点訳版の作成。	<p>条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。</p> <p>ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	4
32	14条	「わかりやすい版」は学校等に配布しているのか。なるだけ多くのこども・市民が手に取れるように。	<p>「わかりやすい版」はこども向けのパブリックコメント資料として作成し、こども向けのパブリックコメントを実施しました。</p> <p>条例制定後、条例の考え方や内容について、イラストを活用したり、レイアウトや使用する表現も工夫して、皆様の理解が深まるように、子ども向け資料を作成いたします。</p>	4
33	14条 15条	<p>施策として具体化するために次のことを提案します。</p> <p>この条例を子どもに知らせるために年齢に合わせたパンフレットや動画（タブレットに配信）で周知してほしい。また、そのパンフレット作成についても形式、デザインや言葉など子どもの意見を聞く機会を設けるとより良い物ができると考えます。（第14条） （第15条）</p>	<p>条例制定後、条例の考え方や内容について、イラストを活用したり、レイアウトや使用する表現も工夫して、皆様の理解が深まるように、子ども向け資料を作成いたします。</p>	4



No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
34	14条	条例について、小学生には難しく意味が分からない。リーフレットを1ページ目につくり、イラストと分かりやすい言葉で作成してはどうか？	条例のこどもへの周知につきましては、イラストを活用したり、レイアウトや使用する表現も工夫して、条例の内容を分かりやすく伝えるためのこども向け資料を作成してまいります。 ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
35	14条 15条 17条	この条例だけではなく子どもの権利条約について子ども自信が学ぶ機会を学校、園の中で保証してほしい。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
36	14条 15条	この条例を子どもに知らせるために年令に合わせた動画（タブレットに配信）パンフレットで周知、その際子どもの意見も聞くことより良いものになるのでは。	条例制定後、条例の考え方や内容について、イラストを活用したり、レイアウトや使用する表現も工夫して、皆様の理解が深まるように、子ども向け資料を作成いたします。	4
37	14条	市側から学校・園・保護者会で説明の機会を。出前講座などにも。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
38	16条	条例はどの市町村でも大きな違いはないと思うが、大切なのは計画。市民の声を集め、何を実行するかを大切にほしい。 私は、増える不登校の子どもたちが学校以外に行ける場が必要だと思う。安心できる場所と安心できる人。これが早くほしい。	不登校のこどもたちが学校以外に安心して行くことのできる場所が必要だということに考えています。 条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしており、計画策定過程におきましても、こどもや保護者等の多様な意見を聴取することとしています。 ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
39	全般	制定後、この条例が果たしているのかの意見や要望の声を定期的に拾ってほしいと思います。	ご意見ありがとうございます。 条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしており、計画策定過程におきましても、こどもや保護者等の意見を聴取していくこととしています。 また、計画に基づく施策の実施状況等の公表については「子ども・子育て会議」（市の附属機関）において定期的に検証を行ってまいります。	5

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
<b>【人権フェスティバルで実施したパブリックコメント】</b>				
No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
40	4条	親が働ける場所を増やし、子どもを預かる場所を増やしてほしい。	ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
41	7条	先生とゆっくり話したり勉強もその子に合った速度でできると良いと思います。	教員一人ひとりが子どもたちとじっくり向き合う時間を確保することは重要であると考えておりますことから、引き続き、子どもたち一人ひとりに寄り添うこと、教員の負担軽減の取組等を推進してまいります。 ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
42	7条	体験活動も子どもの時期にたくさんできることが長い人生を生きるのに力になると思いますので大人になるまでにいっぱい失敗を経験すること、それをフォローする先生もいっぱいいることが大事なので先生を増やしてほしい。	子どもが育っていく中で、様々な経験をすることが重要だと考えています。本条例につきましては、こども施策の基本的な考え方を示すものであり、ご意見は、具体的な施策を進めていく中で、教職員の定数改善について、県とともに国に要望していきたいと考えています。	4
43	7条	学校の先生が忙しすぎます。1クラスの生徒数を減らして先生の数を増やしてください。そうすれば先生も子どもの話をゆっくり聞けるようになると思います。	本条例は、こども施策の基本的な考え方を示すものであり、ご意見につきましては、具体的な施策を進めていく中で、教職員の定数改善について県とともに国に要望していきたいと考えています。	4
44	7条	成長期を一番近くで見ているのは学校の先生なので学校での子どもの権利・主張を尊重してくれる教育を行ってほしい。	こどもの権利を尊重しながら教育を行うことは、必要なことです。本条例は、こども施策の基本的な考え方を示すものであり、ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
45	10条 11条	道を広くして欲しい。公園を増やしてほしい。公園に誰でも利用できるウォーターサーバーを設置して欲しい。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
46	10条 11条	合併前の町村に特に公園が少ないので新設してほしい。 中学校の老朽化が見られるので、きれいな学校で勉強させてほしい。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
47	1 1 条	小学生と幼児を分ける遊び場がほしい。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
48	1 1 条	子どもたちが安心・安全に遊べる公園を作って欲しいです。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
49	1 1 条	楽しいイベントを増やしてほしい。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
50	1 1 条	雨の日でも遊べる(勉強できる)場所が欲しい。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
51	1 1 条	週末のユウネスしばたは毎回定員で入れず子どもががっかりしているので施設の拡充をして欲しい。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
52	1 1 条	スケートボードが禁止されない場所を整備してほしい。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
53	1 1 条	子どもたちが遊べる場所がもっとほしい。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
54	1 1 条	近所の公園はボール遊びが禁止になっていて少し離れた公園まで行かないと遊べません。どこでも安全にボール遊びができるといいなと思います。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
55	1 1 条	冬に遊べる場所がほしい。(幼児向けが多いので)小学生中学生向けの場所もあったらいいです。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
56	1 1 条	子どもたちが学校以外でも多様な場所で安心して過ごし学べる環境が必要であると思います。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
57	1 1 条	こどもの年齢に合わせた場所作りに力を入れて欲しいです。天気が悪くても遊べる場所作りをもう少し作ってほしいです。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
58	1 1 条	ななは学区に公園が少ないので公園を増やしてほしい。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
59	1 1 条	地域によって子供達が集まれる公園がない所もあるので地域々々を見て整備なりしてほしい。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
60	1 1 条	長期休み中の子どもの居場所がほしい。障がいのある子どもの居場所が足りない。(放課後デイサービスはいっぱい、児童クラブも受入れができない子がいます)	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
61	1 1 条	中高生のためのスケボー施設を作ってほしいです。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
62	1 1 条 1 6 条	こどもの声をきく居場所づくりの具体的な予算確保及びこどもの声を拾い上げる施策、また決定の流れを明言・共有する仕組みの見える化をお願いします。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
63	1 2 条	子どもたちがおなかいっぱいごはんを食べられるようにしてほしい。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
64	1 2 条	学校でノートを配ってほしい。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
65	1 2 条	不登校の子どもに対して十分な教育を受けさせてもらいたい。	不登校に関する取組については、第12条第2項に規定されている「子育て家庭等の支援」に含まれており、同条第2項は、障がいや不登校など様々な困難のある子どもへの支援を行うことを趣旨としています。 ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
66	1 2 条	子どもたちの幸せについて、子どもたちの幸せの前に我々大人が幸せでなければならぬと思います。 大人の幸せ=子供の幸せという構図が必要だと思います。	本条の第1 2条「子育て家庭等への支援」を進めることで、保護者への支援にもつながるものと考えております。 ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
67	1 4 条	子どもたちが権利の行使について「何でも好きなように自分で決めて良い」と勘違いしないように、権利の行使と責任の所在について、分かりやすくまとめて欲しい。悪いこと、間違った方向に進もうとするのを大人が注意したときに子ども条例を盾にされては厳しいので。	子どもが、権利を正しく理解せず、その権利を濫用することは、大変残念なことですが、そうしたことが起こらないようにするためにも、大人は、どのようなことが権利の濫用に当たるのかということ、しっかりと子どもに教え、指導していく必要があります。 市としては、子どもが権利を学び、正しい権利行使のあり方を身につける機会を設けていきたいと考えており、このことを通して、自分の権利だけではなく、他人の権利も尊重することができる、自立した社会性のある大人に成長していくと考えています。 今後、条例の趣旨を分かりやすく説明したパンフレットの作製・活用や、学校等における子どもの権利の学習のさらなる推進を通して、子どもの権利の濫用が起こらないように取り組んでいきたいと考えています。	4
68	1 5 条	子どもが意見を発しやすくなる環境を作ってほしい。	ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
69	15条	ぜひ子どもたちが楽しく未来に希望が持てるように新発田市子ども基本条例(案)を作ってください。学校や子どもの意見を聞いていただきたい。家庭や学校生活等多きにわたり検討いただきたい。	<p>条例骨子案の策定過程において、小学生から大学生まで多くの子どもたちから意見を聞きました。また、「こどもにやさしいまち」としてワークショップを行い、子どもたちの声を聞くことができました。</p> <p>こどもの意見につきましては、全ての意見をそのまま記載するのではなく、「こどもの年齢及び発達に応じて意見を尊重する」ことを、第3条の基本理念において規定しています。</p> <p>この条例では、こうした基本的な考え方に基づき、こども施策を行っていくことを定めています。</p>	4
70	16条	子どもの意見が形になるように自由な子どもの発想を市政に繁栄させてください。	ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
71	16条	SDGsに取り組んでほしい。	<p>条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。</p> <p>ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	4
72	16条	子どもたちを自由に過ごせる市にしてもらいたい。子どもたちが主体的となって活動できる市。	<p>条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。</p> <p>ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	4
73	全般	子どもを大切にすることはみんなを大切にすることに繋がると思っています。とてもよいことだと思っています。	<p>賛同をいただきありがとうございます。</p> <p>条例の考え方や内容、市民の皆様に分かりやすく丁寧にお伝えし、理解を深めていただき、新発田市で暮らす全ての人々がこどもの健やかな成長を応援する気運を高めてまいります。</p> <p>こどもが健やかに成長することができる社会の実現に向むけて、より一層、取組を進めてまいります。</p>	4

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
74	全般	大変良い取り組みと思います。何よりも市行政、市内事業者の子どもを育てる守ることを通じて家庭をもって働ける環境を作ることが社会を変えていることに通じることと思います。頑張ってください。	賛同をいただきありがとうございます。 条例の考え方や内容、市民の皆様に分かりやすく丁寧にお伝えし、理解を深めていただき、新発田市で暮らす全ての人々がこどもの健やかな成長を応援する気運を高めてまいります。 こどもが健やかに成長することができる社会の実現に向むけて、より一層、取組を進めてまいります。	5
75	全般	もっともなことだの思います。	賛同をいただき、ありがとうございます。 こども条例の普及啓発を通じて、市民の皆様の意識の向上や社会全体の気運醸成を図り、こどもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。	5
76	全般	初めて読ませて頂きました。子ども目線で大人の気づかないこともありとても良かったです。	賛同をいただき、ありがとうございます。 こども条例の普及啓発を通じて、市民の皆様の意識の向上や社会全体の気運醸成を図り、こどもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。	5
77	その他意見	夏休みをもっと伸ばしてください。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
78	その他意見	各小中の交流、未来に向けた協同活動（SDGs に関すること、差別をなくす社会等）の実施組織を作り、取り組む活動があったらどうか。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
79	その他意見	小中学校で米作りを教えてほしいです。	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4
80	その他意見	学校が「地域のもの」みたいな認識になって、もっと地域の人が学校に入っていくような仕組みになると良いと思います。 “みんなの学校”参照	条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしています。 ご意見につきまして、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。	4